

質問第二三二号

閣僚の国会答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年一月二十六日

山谷えり子

参議院議長 西岡武夫 殿

閣僚の国会答弁に関する質問主意書

政府は、森まさこ参議院議員から提出された「閣僚の国会答弁に関する質問主意書」（第一七六回国会質問第一七〇号）の「閣僚が国会において虚偽の答弁を行つた場合、この閣僚にはどのような政治的・道義的责任が生じると考えられるか」との質問に対し、平成二十二年十二月十日、「答弁の内容いかんによるものであると考える」との答弁書（内閣参質一七六第一七〇号）を閣議決定した。

一方、政治倫理綱領では、「われわれは、主権者たる国民から国政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、政治家の良心と责任感をもつて政治活動を行い、いやしくも国民の信頼にもとることがないよう努めなければならない」とされている。

先の答弁書は、政府及び国会議員に対する国民からの信頼を損ねるものであり、早急に撤回すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

